

元清水小学校跡地活用に係る基本協定書締結式について

- 1 日時 平成28年7月5日（火）午後3時40分から午後4時20分
- 2 場所 京都市役所 第一応接室
- 3 内容 元清水小学校跡地活用に係る基本協定書を、京都市とエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社の間で締結する。
- 4 出席者 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
牧 貞夫 代表取締役社長  
京都市  
門川 大作 京都市長
- 5 次第 (1) 出席者紹介、経過説明  
(2) 基本協定書の締結  
(3) 写真撮影  
(4) 門川市長 あいさつ  
(5) 牧社長 あいさつ、塩川常務 事業概要補足説明  
(6) 質疑応答
- 6 資料 ・基本協定書の概要  
・元清水小学校跡地活用について  
・元清水小学校跡地を活用した事業提案について

お問合せ先

京都市：行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当

電話 075-222-4119

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社：広報・マーケティング室

電話 03-6811-6241

## 元清水小学校跡地活用について

### 1 基本協定書締結までの主な経過

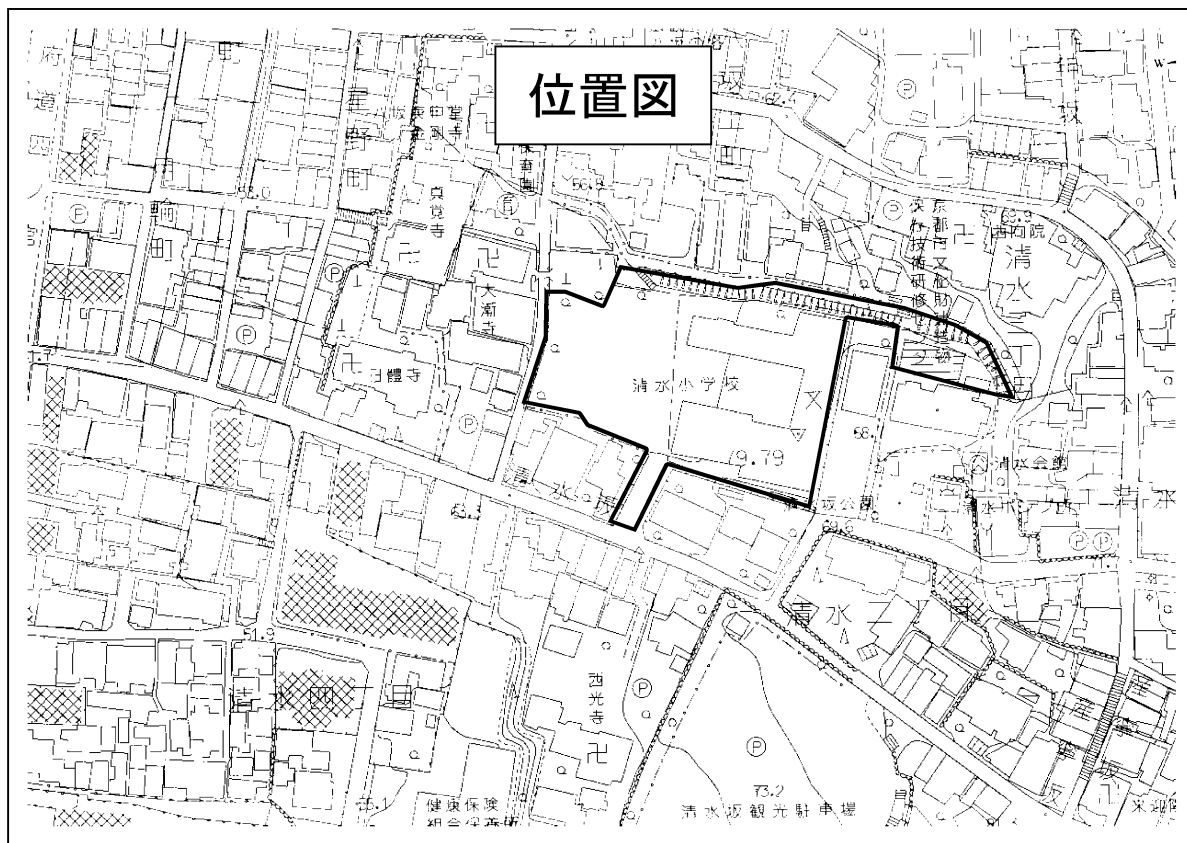
|       |     |                                                                              |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| 平成23年 | 3月  | 京都市立清水小学校 閉校                                                                 |
|       | 11月 | 「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定                                                        |
| 24年   | 7月  | 「京都市資産有効活用基本方針」の理念の下、「学校跡地活用の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」を策定し、民間等事業者の活力を生かした提案を広く募集 |
| 27年   | 3月  | 元清水小学校跡地活用に係るプロポーザルの実施を決定                                                    |
| 27年   | 6月  | 「元清水小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会」の設置・開催（全5回）                                       |
| 28年   | 5月  | 契約候補事業者として、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社を選定                                               |

### 2 元清水小学校跡地の概要（位置図は裏面を参照）

- 所在地 京都市東山区清水2丁目204番2他
- 面積 7,296.16㎡（公簿面積）
- 延床面積 4,196㎡（プール、プール付属室、倉庫及び便所を除く。）

### 3 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社による元清水小学校跡地の活用

- 提案概要 元清水小学校の既存校舎の意匠や構造を生かしつつ、京都の伝統産業や文化を取り込み、日本の心を世界に発信する、質の高い宿泊施設として整備することにより、清水地域のブランド力をより一層向上させるとともに、ICT等を活用して地域の絆を深めるコミュニティ空間を創出する。
- 開業時期 平成30年度開業予定
- その他 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社と元清水小学校の活用に係る基本協定書締結後、京都市、同社及び地域住民の三者による事前協議会において、契約の内容に関し協議を行い、合意のうえ、貸付契約を締結する。



## 基本協定書の概要

平成28年7月5日に締結する「元京都市立清水小学校跡地におけるエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社の事業に関する基本協定書」の概要は次のとおりです。

### (前文)

元京都市立清水小学校は、「まちづくりは人づくりから」との信念の下、未来の京都の輝かしいまちづくりを目指し、明治の先人達が英知と努力を結集し、地域住民の寄付により創設した日本初の学区制小学校である「番組小学校」の一つとして、日本の伝統文化・伝統産業、日本の心を象徴する清水地域において、明治2年に開校した。

1200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続け、創造的な発展をし続ける世界でも稀有な歴史都市である京都は、「日本人の心のふるさと」、わが国の精神文化・芸術文化の拠点として、染め物、織物、焼き物、食文化をはじめ多彩な伝統産業等を有する「ものづくり都市」であり、地域住民が結束して学校を創設したという「番組小学校」の精神が今も息づく自治のまちでもある。

このような元京都市立清水小学校や京都の特性を踏まえ、京都市（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（以下「乙」という。）は、乙が元京都市立清水小学校の敷地（以下「跡地」という。）において展開する事業を通じて、世界に向けて日本の心を発信するとともに、京都ならではの価値を生かすまちづくりを地域と共に深化させるため、パートナーとして誠実に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

### (第1条 目的)

本協定は、甲が実施する跡地活用事業について、乙が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲及び乙が相互に協力し、跡地における事業施設の設置運営を円滑に進めるため、一般定期借地権設定契約（以下「貸付契約」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めるものである。

### (第2条 協定期間)

本協定の有効期間は、協定締結から、貸付契約の締結の日までとする。

### (第3条 信義誠実の原則)

甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守しなければならない。

### (第4条 事前協議会)

甲及び乙は、貸付契約の締結に必要な、具体的な活用計画や地域の自治活動等に配慮した対応、施設整備、運営方法などについて、清水学区自治会連合会（以下「丙」という。）の意見を聴取するために事前に協議会（以下「事前協議会」という。）を開催する。なお、事前協議会は、公開しないものとする。

(第5条 その他の協議等)

甲及び乙は、事前協議会の協議事項のほか、貸付契約の内容を決定するため、貸付料の金額、支払時期、契約締結の方法などについて協議するものとする。

(第6条 貸付契約の相手方)

乙は、第4条に定める事項について甲及び丙の合意を得、第5条に定める事項について甲と合意したときは、合意した内容の履行を条件として貸付契約の相手方となるものとする。

(第7条 合意の期限等)

前条に基づく合意は、平成29年3月31日までに、乙が得なければならない。

一般的な条項である第8条から第12条は省略する。

(第8条 土地調査等)

(第9条 協定の解消)

(第10条 協定が解消された場合の費用負担)

(第11条 権利義務の譲渡等の禁止)

(第12条 定めのない事項)